



令和4年11月17日

関係各位

東京税関

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について（再協力依頼）

平素は、税関行政の円滑な運営に当たり、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、身体的距離の確保、屋内でのマスクの着用、手洗いの徹底に加え、人と人との接触機会を極力低減するための取組みを継続して実施しております。税関へご来庁される関係者の皆様におかれましても、ご来庁される前に会社等でご自身の検温を行っていただき、下記の発熱症状等がないことをご確認の上、ご来庁いただくよう、お願い申し上げます。

また、東京港湾合同庁舎（東京税関本関）においては、ご利用いただく皆様の感染拡大防止の徹底を図る観点から、庁舎内でのマスクの着用や手指消毒をお願い申し上げますとともに、引き続き、ご来庁される方に対して「検温」を実施させていただきます。なお、検温の際に下記の発熱症状等が認められた場合は、入庁をお断りさせていただきます。

**【発熱症状等】**

- 風邪の症状がある
- 37.5℃以上の発熱がある
- 強いだるさ（倦怠感）がある
- 息苦しさ（呼吸困難）がある

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解の上、ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

**【本件に関するお問合せ先】**

東京税関 総務部総務課総務第1係

電話 03-3599-6214